

「やさしさにつつまれ 健やかに暮らせるまち」を目指して

老人福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました



ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、今後、後期高齢者人口の増加などにより介護を必要とする高齢者も増加すると予測しています。

この計画では、高齢者やその家族が安心して暮らせるように取り組んできた各種施策をさらに強化し、「やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち」を目指します。



■基本目標

やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち

■目指す姿

- ▷高齢者が心身ともに健康で、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしている
- ▷介護や支援の必要な高齢者が、心身の状態に応じて必要なサービスを利用しながら安心して暮らしている
- ▷元気な高齢者が経験や能力を活かしながら、地域の様々な分野で活躍している



■第8期の計画で強化する主な施策

- 生活実態に応じた在宅サービスの提供
 - 公共交通による移動困難者への支援
 - 成年後見制度の利用促進
 - 終活（人生の終わりを見据えた準備・活動）の推進
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による健康寿命の延伸
 - 認知症予防の推進
 - 認知症の人と家族の支援体制の構築
 - 高齢者の技術や経験の活用
- ◎計画書は高年介護課（本庁1階）または市HP(QRコード)からご覧いただけます。



■介護保険は支え合いの制度です
 介護保険は支え合いを基本理念として加入者が保険料を負担し、介護が必要になった人に対して、サービスを提供する仕組みです。介護保険の財源は、65歳以上の方の保険料が23%、40〜64歳の方の保険料が27%、国・県・市の負担金が50%を占めています。

問合 高年介護課 ☎35-3178

保険料段階	区 分		保険料年額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		20,760円 (月額1,730円)
	世帯 市民税 非課税	課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下	
課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下			
課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円超		48,360円 (月額4,030円)	
第4段階	本人 市民税 非課税	課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下	62,160円 (月額5,180円)
第5段階(基準額)		課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円超	69,000円 (月額5,750円)
第6段階		合計所得金額が125万円未満	79,320円 (月額6,610円)
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満	93,120円 (月額7,760円)
第8段階		合計所得金額が190万円以上250万円未満	96,600円 (月額8,050円)
第9段階		合計所得金額が250万円以上375万円未満	124,200円 (月額10,350円)
第10段階		合計所得金額が375万円以上500万円未満	131,160円 (月額10,930円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	138,000円 (月額11,500円)
第12段階		合計所得金額が750万円以上1000万円未満	144,960円 (月額12,080円)
第13段階		合計所得金額が1000万円以上	158,760円 (月額13,230円)

■介護保険料は段階的に決められます
 介護保険料は、本人と世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。令和3〜5年度の保険料は左表のとおりです。